

# GPIF改革の施行(10月1日)に伴う 中期目標の変更(案)に関する参考資料

# 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織の見直し

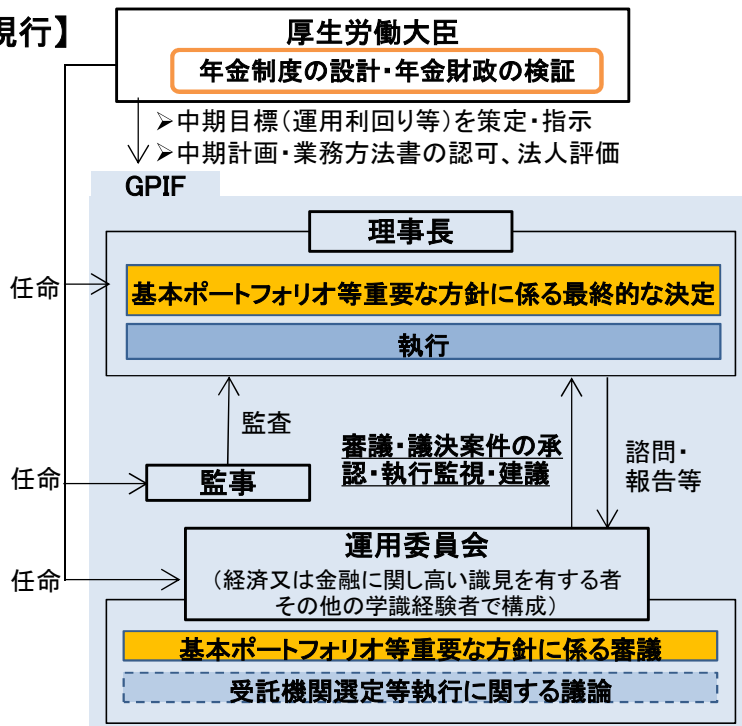
○ 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施  
 【平成29年10月施行】

○ 年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加  
 【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、平成29年3月施行】

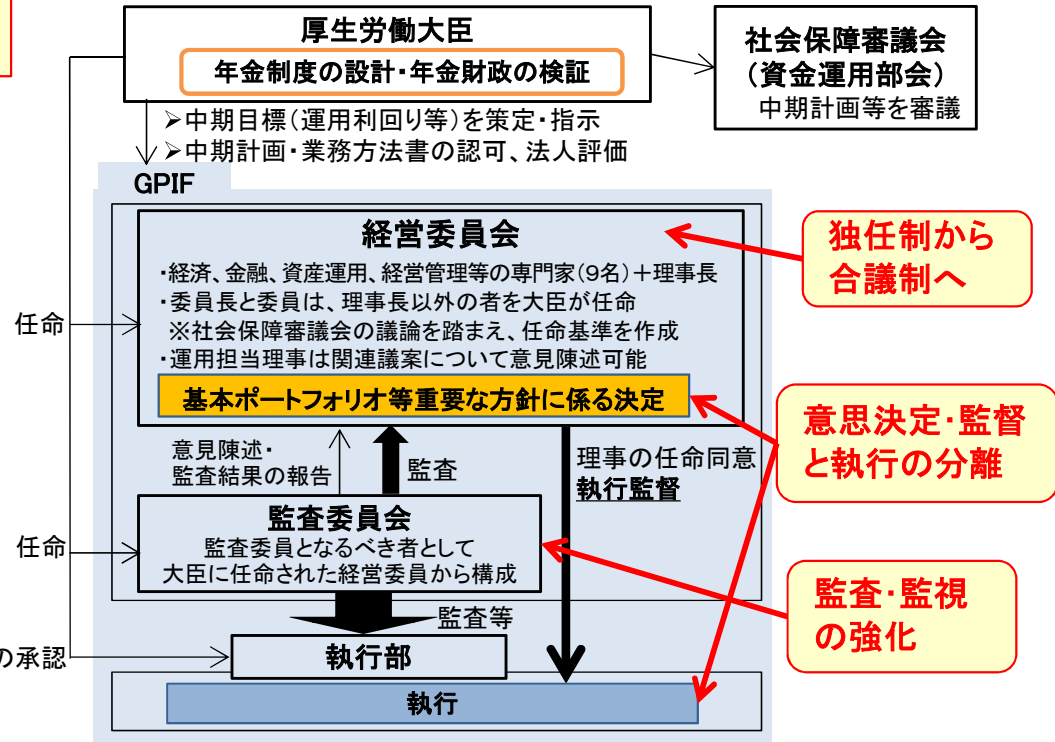
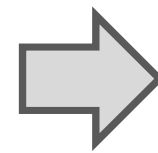
## ガバナンス改革

- ① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化

### 【現行】



平成29年  
10月以降



独任制から  
合議制へ

意思決定・監督  
と執行の分離

監査・監視  
の強化

理事長の任命  
運用担当理事の承認

## 運用方法の追加

- ① リスク管理の方法の多様化 ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。
- ② 短期資金の運用方法の追加 ⇒ コール資金の貸付等を追加

※検討規定：施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる。

# 経営委員と運用委員との比較

	経営委員	運用委員
委員会の役割	<p><b>【意思決定・監督機関】</b></p> <p>①基本ポートフォリオなど、法人の重要な方針を<b>決定</b></p> <p>②経営委員会が定めた方針に従って、執行部の業務執行が行われているかを<b>監督</b></p>	<p><b>【諮問機関】</b></p> <p>①基本ポートフォリオを含む中期計画の変更などを審議（<b>決定は理事長</b>）</p> <p>②運用状況等を監視 ※月1回程度の開催</p>
委員会の構成	経営委員9人+理事長	運用委員11人以内（現行は7人）
委員の任命	<p>厚生労働大臣による任命。  <u>社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者を、任命。</u>            ※被保険者、事業主の利益を代表する者各1名を、<u>関係団体の推薦に基づき任命</u>            ※<u>監査委員である経営委員は、ほかの経営委員と区別して任命</u></p>	<p>厚生労働大臣による任命。            厚生労働大臣が、<u>経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、任命</u>            ※<u>労使団体の推薦者を各1名（法令の規定なし）</u></p>
委員の任期	<u>5年間</u> （最初に任命される委員は2年半から4年半までの3つに分けた任期を設定）	<u>2年間</u>
委員の義務・責任	<p><b>GPIFの役員</b>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）や各種義務（守秘義務、禁止行為等）を負い、</u></li> <li>・<u>これらの義務に違反し、法人に損害が生じた場合には賠償責任を負う。</u></li> </ul> <p>※運用委員会と同様に行動規範等を定めるかは、経営委員会で議論。</p>	<p><u>一般的な注意義務や守秘義務を負う</u></p> <p>※自主的に定めた行動規範等あり</p>

# 経営委員会の議決事項と運用委員会の審議事項等

## 経営委員会の議決事項 (改正GPIF法第5条の3第1項)

業務方法書の変更
中期計画及び年度計画の作成又は変更
業務実績報告書の作成
財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項
会計規程の変更
役員の報酬等の支給の基準及び職員の給与等の支給の基準の策定又は変更
制裁規程の変更
業務概況書及び年金積立金の運用の実績の作成
監査委員会の職務の執行のため必要なもの(詳細は厚生労働省令で規定)
管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なもの(詳細は厚生労働省令で規定)
組織及び定員に関する重要事項
積立金の資産の構成の目標及び管理運用の方針の策定又は変更
業務概況書の作成
その他、経営委員会が特に必要と認める事項(※1)

## 【参考】運用委員会での議決事項 (GPIF法第15条第2項、第4項)

承認 (第2項)	業務方法書の作成又は変更 中期計画及び年度計画の作成又は変更
建議 (第4項)	運用委員会が必要と認めた事項

上記事項に加え、例えば以下のような事項が運用委員会にて審議・報告されている。

### (審議事項)

- 初めて取り組む運用手法やその運用方針
- 新たな運用対象の運用方針
- 運用受託機関等の選定過程や手数料水準
- モデルポートフォリオの作成、見直し 等

(中期計画にて「運用委員会の議を経る」と定められた事項)

### (報告)

- 年度計画
- 財務諸表
- 業務概況書
- 管理運用方針
- キャッシュアウト、リバランス、リスク管理状況
- 運用受託機関等の評価結果
- スチュワードシップコードの取組状況 等

※1 その他、「経営委員会が特に必要と認める事項」などの具体的な進め方は、10月1日以降に設置される経営委員会にて議論されることとなる。